

意匠法の問題圏 第21回

——意匠の表現と認定VI

京橋知財事務所 弁理士

(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V. 引用意匠の認定

1. 類否判断における引用意匠

出願意匠と類否判断の対比対象となる意匠(引用意匠)は以下の三つに分類される。①意匠法3条1項1号又は2号の「公知の意匠」(以下、引用以外では、「公知意匠」という。)、②意匠法3条の2の「先願に係る意匠として開示された意匠」(以下「先願開示意图匠」という)の一部、③意匠法9条の先願意匠である。③先願意匠は、意匠登録出願に係る意匠(意匠登録を受けようとする意匠)であり、出願意匠(登録意匠)と同様に認定される。これに対して、①公知意匠については、現実に存在する物品や、刊行物記載内容から「引用意匠」を抽出認定する必要がある。②意匠法3条の2では、「先願開示意图匠」の一部として「引用意匠」を抽出認定する必要がある。出願意匠の認定と異なり、意匠の表現方法が規定されているわけではなく、多様な表現があり、抽出認定に特有の問題がある。

2019年4月の『意匠審査基準』(以下、『基準』という。)改訂によって、部分意匠と全体意匠とのカテゴリーカルな区別はなくなり、意匠法9条及び10条において、部分意匠と全体意匠とが類否判断の対象とされるようになった。改訂『基準』では、「全体意匠と部分意匠」との類否判断基準をある程度示しているが、従来の全体意匠同士、部分意匠同士の類否判断基準を踏襲した、原則的内容に止まっている*1。部分意匠と全体意匠との類否判断では、一部対比対象とならない部分や不明な部分を含む意匠との対比が問題となることが予想されるが、詳細な考え方は示されていない。だが、従来の裁判例でも、対比対象(引用意匠)の一部が不明なものの事例が存在す

る。これらの裁判例は、全体意匠と部分意匠との類否判断について参考になると思われる。

結論をいえば、引用意匠については、「表された内容」のみを認定し、不明な部分については「推定」する必要はなく、「差異点」と認定して類否判断ができる。したがって、全体意匠と部分意匠の類否判断も同様の論理構成で類否判断できると思われる。また、本願意匠の引用意匠としては、本願意匠の構成態様(内容)に相当する対比意匠を「資料(製品、刊行物、公報等)」から抽出認定するべきである。

*1 『基準』(平成31年4月)122-124頁参照。

2. 公知意匠(意3条1項1号又は2号)の認定

1) 公知意匠における不明部分の認定

公知意匠は、刊行物等の媒体により表現され、表現形式が規定されている出願意匠とは違って、多様な表現であり十分に表現されていないこともある。公知意匠においては、不明部分の認定が問題となる。

『基準』(22.1.2.6)25頁は、「刊行物に記載された意匠」(意3条1項2号)については、「対比可能な程度に十分表されていれば、新規性の判断の基礎となる資料とすることができる。」とし、その具体例として、①「不明な部分」の「形態を推定」できるもの、②記載された物品の一部、及び③公報掲載部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の3つの事例が挙げられている*2。

刊行物記載の意匠に「不明な部分」があった場合、どのように認定すべきかについては、二つの方法がある。一つは、『基準』が述べるように、「不明な部分の具体的な形態を推定できるもの」を「対比可能な程度に十分表されている」とする方法である。例